

## 沖縄県がん対策推進条例の一部を改正する条例

沖縄県がん対策推進条例（平成24年沖縄県条例第61号）の一部を次のように改正する。  
第14条を次のように改める。

（がんの登録の推進）

第14条 県は、効果的ながん対策の立案及びがん医療の向上に必要な情報を得るため、次に掲げるがんの登録の推進に関し必要な施策を講ずるものとする。

- (1) がん登録（法第17条第2項に規定するがん患者のがんの罹患、転帰その他の状況を把握し、分析する取組をいう。）
- (2) 全国がん登録（がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）第2条第3項に規定する全国がん登録をいう。）及び院内がん登録（同条第4項に規定する院内がん登録をいう。）

第18条第1項を次のように改める。

がん対策に関し、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するため、沖縄県がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- (1) 法第11条第1項に規定するがん対策の推進に関する計画の策定又は変更に関すること。
- (2) がん登録等の推進に関する法律第18条第2項、第19条第2項、第21条第10項並びに第22条第2項及び第4項並びにがん登録等の推進に関する法律施行令（平成27年政令第323号）第6条第3項（同令第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による意見の答申に関すること。

第18条第3項を次のように改める。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 保健医療関係団体を代表する者
- (2) がん患者等関係者
- (3) がん、がん医療等又はがんの予防に関する学識経験のある者
- (4) 個人情報保護に関する学識経験のある者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

第18条第6項を同条第8項とし、同条第5項の次に次の2項を加える。

6 協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

7 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年2月16日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

#### 理 由

がん登録等の推進に関する法律が施行されたことに伴い、同法の規定に基づき附属機関の意見を聴かなければならない事項を沖縄県がん対策推進協議会の担任する事務に加え、これを調査審議させる等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。